

会社合併等による入札参加資格の承継について

有資格者が、会社法(平成17年法律第86号)の規定による会社合併、新設分割、吸収分割や事業譲渡、また個人事業主の法人成り、代替わり等の組織変更(以下「会社合併等」といいます。)を行った場合は、入札参加資格の承継手続きが必要となります。

1 承継の要件

入札参加資格の承継は、次の全ての要件に該当する場合にのみ承認するものとします。

- ① 当該承継を希望する入札参加資格に係る営業の一切が、入札参加資格を承継させる者(以下「被承継人」といいます。)から、入札参加資格の承継を受けようとする者(以下「承継人」といいます。)へ、移転したと認められること。
- ② 承継の承認を申請する時点において、承継人が当該承継を希望する入札参加資格に係る資格要件を満たしていること。
- ③ 当該承継を希望する入札参加資格の資格要件について、法令の規定による許可または登録(以下「許可等」といいます。)を受けていることが条件である場合には、承継人が当該許可等を受けていること。
- ④ 「別表1」「別表2」に掲げる、会社合併等の内容ごとの要件を満たしていること。

2 承継の範囲

承継できる範囲は、被承継人の入札参加資格の範囲内であり、承継後における承継人の資格は、本市が入札参加資格審査申請書提出時に付した条件の範囲内とします。

3 承継承認の申請手続き

入札参加資格の承継承認を申請しようとする被承継人及び承継人は、**変更届**を提出してください。その後、**入札参加資格承継申請書**に「別表2」に掲げる必要書類を添付し提出してください。なお、**変更届**と**入札参加資格承継申請書一式**は同時提出も可能です。

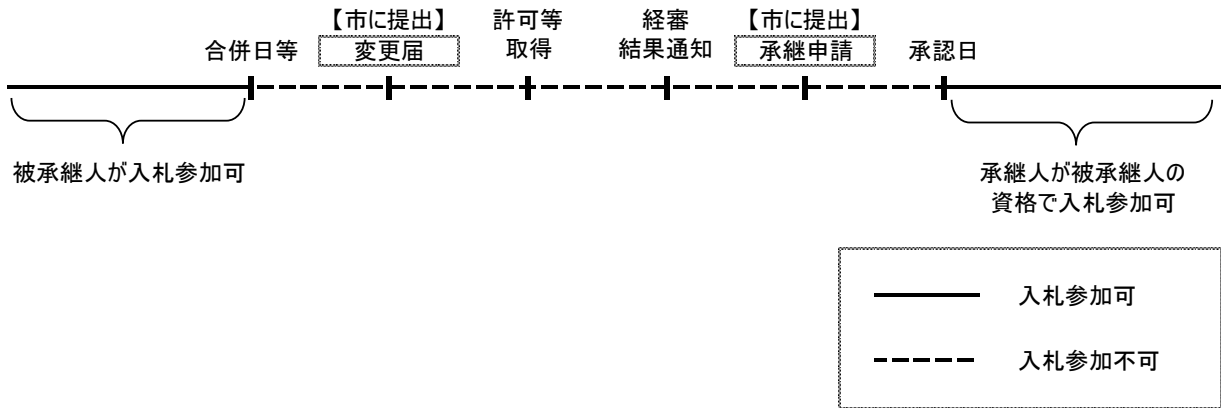
※ 審査にあたり必要がある場合は、申請の理由・経緯等について説明を求め、確認資料の提出を求めることがあります。

4 承継日

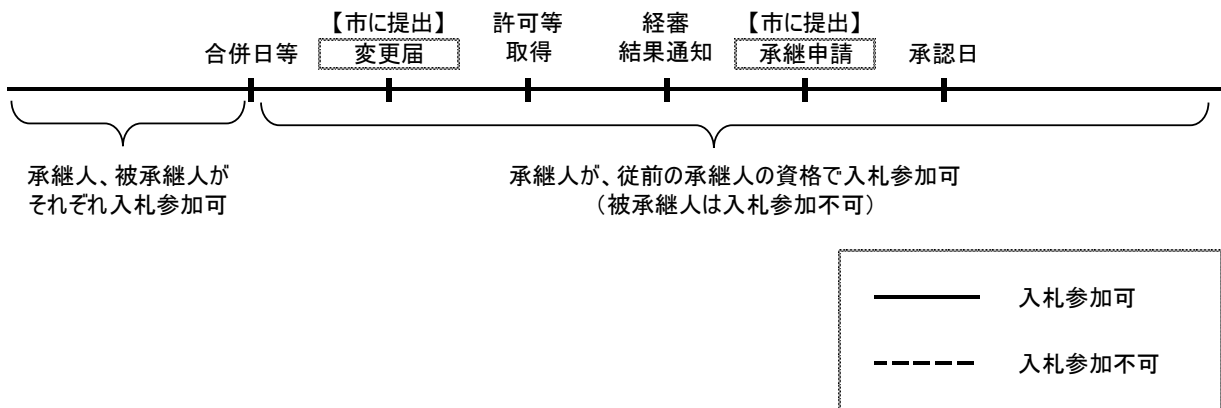
(1) 建設工事

① 吸収合併、新設合併、事業譲渡、吸収分割、新設分割の場合

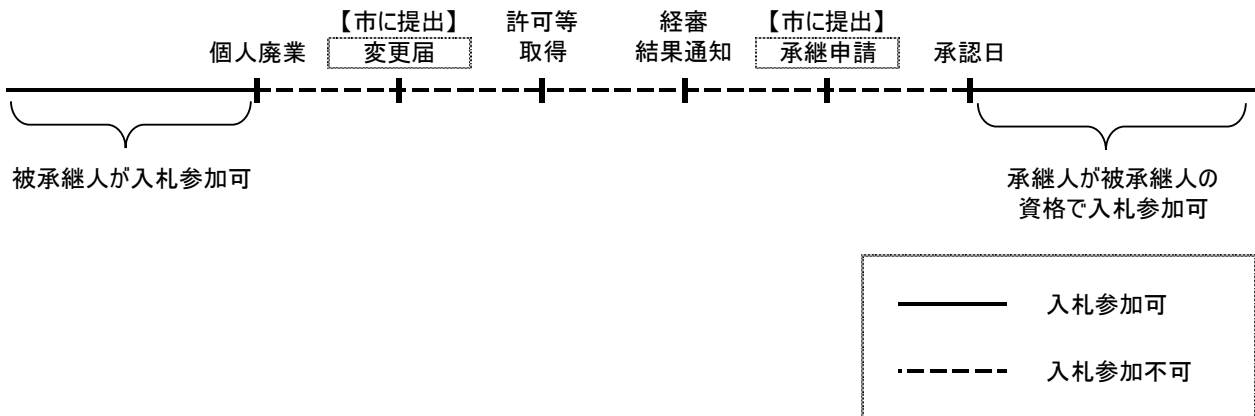
ア 承継人が有資格者でなかった場合



イ 承継人が有資格者であった場合

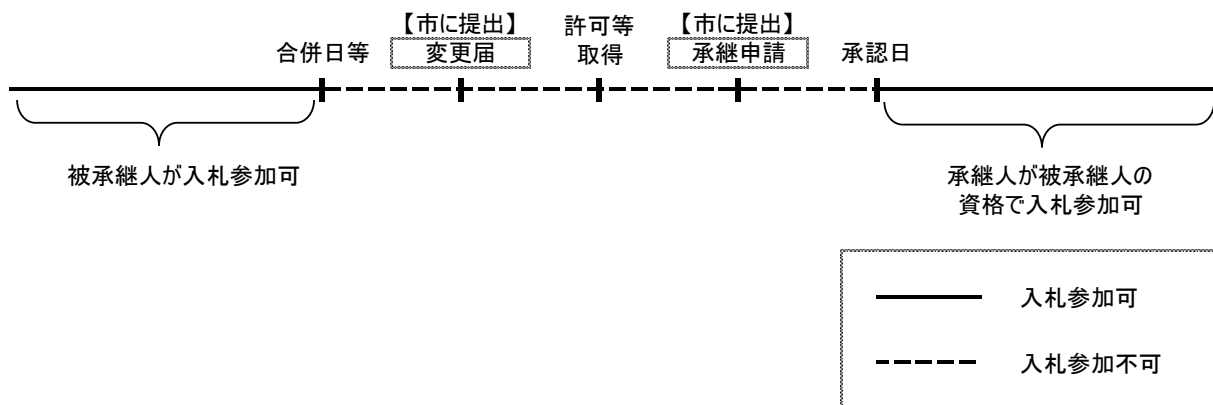


② 法人成り、代替わり等の場合

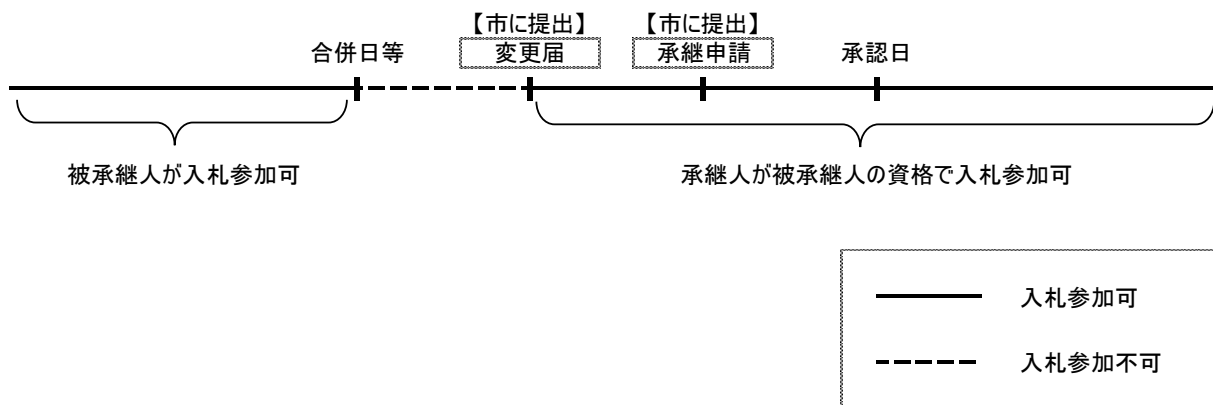


(2) コンサル、物品・役務等

① 許可等が必要な場合



② 許可等が不要な場合



※ 承継人が有資格者であった場合は、「(1) 建設工事①イ」の取り扱いと同様です。